



ヤングケアラー支援政策・施策の 具体化に向けた取り組みが始まりました

2021年5月17日、厚生労働省・文部科学省「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」は「報告」をまとめました。ヤングケアラー支援は「骨太方針」に盛り込まれ、2022年度から予算事業となり、全国の自治体での取り組みが動き出します。

日本ケアラー連盟が「介護を担う10代・20代の子ども達」シンポジウムを開催したのが2013年。以来2014年にヤングケアラー研究会設置、着実に積み上げてきた調査・研究、ヤングケアラーの方たちの発言、支援課題の精査、政策施策提起等の取り組みの成果が反映されています。

国・自治体の動き

厚生労働省は2018～2020年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」を実施。これを受けて、2019年7月「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について」（通知）、2020年6月「ヤングケアラーの早期発見・支援について」（通知）を出しました。2021年3月、厚生労働省・文部科学省「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、5月に「報告」（厚生労働省HP参照）をまとめ、ヤングケアラーは早期に発見したうえで支援を行うことが重要であると表明しました。両省は、今年度中は広報、いくつかのモデル事業、「ヤングケアラー支援マニュアル」の作成、小学生・大学生調査などを実施する予定で、2022年度より予算事業として本格的に支援

事業を具体化するとしています。

多くの自治体も、実態調査の実施、庁内検討組織の設置、広報啓発活動、研修等の取り組みに着手しています。神戸市では「神戸市こども・若者ケアラー支援マニュアル」を作成（公表）し、福祉局に「こども・若者ケアラー相談支援窓口」を設置し、専門部署を設けるなど先進的に取り組んでいます。鳥取県では、児童相談所に「ヤングケアラー相談窓口」を設けています。

日本ケアラー連盟はヤングケアラー支援政策を提言

日本ケアラー連盟では、この間のヤングケアラープロジェクト活動を踏まえ、「ヤングケアラー支援のための政策案」（日本ケアラー連盟HPに掲載）をとりまとめました。「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」第1回会議では、澁谷智子成蹊大学教授が「なぜ子どもがケアを担うことになるのか」、田中悠美子理事が「ヤングケアラー支援施策・政策の提言」について報告・提案を行いました。また、志賀いずみさんに作成いただいた、ヤングケアラーイラスト（ページ左下）がアイコンとして大活躍しています。

日本ケアラー連盟と連盟ヤングケアラープロジェクトには、全国の自治体や社会福祉協議会、専門職団体、NPO等から、講師依頼、イラスト使用のほか、さまざまな問い合わせが引きも切らずに届いています。国・自治体での施策の具体化に向け、引き続き働きかけていきたいと思います。（文責：事務局）

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことをいいます。





北海道の栗山町で ケアラー支援条例が成立しました

日本ケアラー連盟理事 中村健治

●栗山町におけるケアラー支援の取り組み

栗山町におけるケアラー支援の取り組みは、2010（平成22）年9月のケアラー連盟（現、一般社団法人日本ケアラー連盟）によるケアラー調査への協力から始まった。この調査で、栗山町社会福祉協議会（以下「栗山町社協」）は全世帯調査を実施し、ケアラーが全世帯の15%いることがわかり、地域で安心して住み続けることができる地域づくりを進めるマチとして、栗山町の財政的バックアップを受けケアラー支援に取り組むこととなった。

2012（平成24）年3月には、ケアラー本人の自覚や地域の理解促進ツールとして「ケアラー手帳」を配付、同年11月には、支える側も支えられる側も自由に集まり交流できる場として「ケアラーズカフェ『サンタの

笑顔（ほほえみ）』」を開設するとともに、2名のスマイルサポーター（介護経験者であるケアラー支援専門員）を配置して、ケアラーの不安や負担の軽減のための相談にも取り組んだ。

2013（平成25）年1月には、ケアラーサポーター養成研修を実施し45名の町民が受講し、町内においても少しずつではあるがケアラーという言葉が浸透してきた。また、栗山町地域包括支援センターと連携した介護予防事業にも取り組み、2014（平成26）年4月には、ケアラー支援において不可欠なアセスメントシートを導入し、支援者がケアラーの体調などの変化が一目でわかるイラストタイプの「ケアラー度」も工夫している。

2015（平成27）年9月には、2回目となるケアラー

栗山町ケアラー支援条例（概要）

全国の市町村で初のケアラー支援に関する条例として、2021（令和3）年4月1日に公布・施行

目的（第1条）

ケアラー支援の基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者、関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す。

定義（第2条）

ケアラーとは
高齢、身体上又は精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して無償で介護、看護、日常生活上の世話を他の援助を提供する者

基本理念（第3条）

- ・ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。
- ・ケアラー支援は、町、町民、事業者、関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

町の責務（第4条）

- ・ケアラー支援に関する施策の実施
- ・町民参加の機会を提供

町民・事業者の役割（第5-6条）

- ・ケアラー支援の必要性の理解
- ・町の施策への協力
- ・従業員の勤務の配慮・支援

関係機関の役割（第7条）

- ・町の施策への協力
- ・ケアラーの意向を尊重、健康状態生活環境等を確認、支援の必要性の把握

推進計画（第8条）

- ・ケアラー支援に関する基本方針
- ・ケアラー支援に関する具体的施策

ケアラー支援推進協議会の設置（第9条）

- ・計画の策定、見直し
- ・各施策の評価

（栗山町HPより）



実態調査を実施し、町内全世帯のうちケアラー世帯が前回の15%から19%に増えており、特に、介護経験のない人の8割が「将来の介護に不安を感じている」との声から、栗山町社協としてもケアラー支援の将来にわたる事業継続を実感し、行政とのより一層の連携を図るために条例制定に向けて動き出すこととなった。一方で、佐々木・栗山町長も福祉のまちづくりの主要施策の一つとして「ケアラー支援」を掲げており、2019(平成31)年3月には、栗山町ケアラー支援推進協議会を設置し、町としても栗山町社協との連携による10年に及ぶケアラー支援活動の集大成として、栗山町ケアラー支援条例(仮称)について審議を始め、2021(令和3)年3月19日に栗山町議会において「ケアラー支援条例」が全国の市町村では初の成立となった。

●栗山町ケアラー支援条例

2021(令和3)年4月1日に公布・施行された、栗山町ケアラー支援条例の基本理念は、ケアラーであっても、「個人の尊厳」「生命、自由及び幸福追求」が尊重されながら「健康で文化的な最低限度の生活」が保障され、ケアラーを社会全体で支えることによりケアラーの負担を軽減するものとして、「ケアラー(ヤングケアラーも含む)が健康で孤立せずに生活できるように支援」するとした。町の責務としては、基本理念にのっとり、ケアラー支援を推進するために必要な施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならないと定め、町民と事業者の役割については、町民が互いに支え合う地域力の向上を目指す姿勢を鮮明にした。

なお、北海道においても、北海道におけるケアラー支援対策について幅広い観点から意見を聴取するための北海道ケアラー支援有識者会議が2021(令和3)年6月22日に設置され、実態調査の実施と施策の方向性についての検討が始まった。今後、ケアラー支援の大きなうねりが北海道においても進んでいくと感じる。

三重県名張市でもケアラー支援条例成立

全国で3例目、市町村で2例目のケアラー支援条例「名張市ケアラー支援の推進に関する条例」が、6月28日名張市議会で全会一致で可決成立しました。

条例の基本理念では「全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができること」とし、市や市民、事業者、関係機関などが責務や役割を果たし、相互連携することを定めています。特に18歳未満の「ヤングケアラー」については、適切な教育機会の確保や心身の健やかな成長・発達が図られるようにしなければならぬとしています。名張市は昨年8月に実施した実態調査で、市内で少なくとも28人のヤングケアラーを把握。今後はリンクワーカーなど支援に携わる人材の育成や啓発などの取り組みを進めていくとのことです。(事務局)

埼玉県ケアラー支援計画(2021～2023年度) 策定から施策の実施へ ～埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議報告～

日本ケアラー連盟通信No.17(2021.1.1発行)以降の動きをお伝えします。

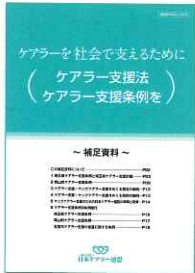
計画(案)について、1月に県民コメントが実施され、第4回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議等をへて、2月定例議会に報告されました。基本目標は、①ケアラーを支えるための広報・啓発の推進、②行政におけるケアラー支援体制の構築、③地域におけるケアラー支援体制の構築、④ケアラーを支える人材の育成、⑤ヤングケアラー支援の構築・強化です。

6月8日には2021年度第1回有識者会議がオンラインで開催され、議題は2021年度の主な取り組み、ケアラー月間の取り組み(11月)、ヤングケアラーハンドブックでした(埼玉県HPに掲載)。

条例はようやく1歳児。健やかな成長に寄り添いたいと思います。(堀越栄子)



政策パンフレットの「補足資料」できました!
埼玉県・栗山町・名張市のケアラー・ヤングケアラー
を支援する「条例」を中心にまとめました



お申し込みは
日本ケアラー連盟
HPから

日本ケアラー連盟は、「ケアラーを社会で支えるために《ケアラー支援法・ケアラー支援条例を》」(改訂版)(通称:政策パンフレット)を2019年に発行し、国・都道府県・市区町村がどのような支援を行うべきか提案してきました。

2020年3月に、日本で初めて埼玉県が「ケアラー支援条例」を制定しましたが、政策パンフレットを活かしていただけたと自負しています。

2021年3月には、北海道栗山町で「栗山町ケアラー支援条例」が制定され、6月には、三重県名張市で「名張市ケアラー支援の推進に関する条例」が制定されました。今後は埼玉県入間市、さいたま市でも条例の制定が進みそうです。

今、自治体の取り組みが進んでいますので、その動向をまとめ、日本ケアラー連盟の政策提案も盛り込んだ補足資料をつくりました。ケアラー支援・ヤングケアラー支援を進めようとしているみなさまに本冊とセットでぜひご活用いただきたいと思えます。

2021年度日本ケアラー連盟定時総会を開催しました

6月27日、2021年度定時総会を開催しました。今年度もコロナ禍のため、理事のみリモートによる会議とさせていただきます。出席理事・監事12名と書面議決44名の計56名の賛同により、2021年度議案が承認されました。

2021年度は、自治体条例化の推進、新型コロナウイルス感染症対策、ヤングケアラー支援施策への取り組みの三課題を中心に、引き続き取り組んでいきます。

条例化をめぐるのは、複数の首長が条例制定の必要について表明するなど、動きが活発化しています。ヤングケアラー支援施策についても2022年度からの本格始動に向け、さまざまな取り組みが求められています。今ががんばり時です。

ご寄付ありがとうございました 2020年度(2020年4月～2021年3月)

秋野純一、秋保秀樹、浅野一恵、石井初枝、市岡奈都子、戒世伊次、大畑緑、桶園哲思、小関正峰、勝野広徳、河野喬、キシアヤ、コイズミマサノブ、郡川美樹、小平和昭、児玉真美、児玉幸弘、小松俊一、サカキバラユカ、柴田弘子、島田光子、島津朋子、清水雅子、白鳥真理子、須田恵美、住本一礼、武本昭雄、田中恵子、田中孝子、田中知行、タナカウイチロウ、田中悠美子、種瀬美佳、田村聖美、田村靖子、中嶋圭子、仲田敬子、中村昭代、中村大蔵、中山英、西五月、西山純一、沼田朋子、野辺由郎、長谷川志保、波多野真弓、東一代、東深幸、平山啓子、深川薫、藤原裕行、古屋葉子、細野かよ子、堀江紀一、堀越栄子、美浦幸子、宮坂尚子、三好憲子、持田恭子、森田洋子、安岡厚子、山内輝昭、山田智晶、山本エマ、山本昌昭、山村満さ子、横山愛、大曾倉ふれんど、一般財団法人未来2016、その他匿名10名(敬称略)

《日本ケアラー連盟は、いっしょにケアラー支援の活動をする仲間を求めています》

日本ケアラー連盟は、ケアラー、ケアラーを気づかう人、ケアラーのかかえる問題を社会的に解決しようという志をもつ人びとが集い、ともに生きる社会をつくることをめざします。

●会員になるには

一般社団法人日本ケアラー連盟の目的および活動に賛同してくださる方(個人)は、どなたでも申し込みできます(会員は法的には「社員」と呼ばれます)。

《年会費》正会員(社員): 5,000円/年 *総会の議決権があります。

応援会員(個人): 1口 2,000円/年

応援会員(団体): 1口 10,000円/年

《定款》 <https://carersjapan.jimdofree.com/> 入会 /

《入会申込み》 FAX (またはEメール)でお申し込みください。

<https://carersjapan.jimdofree.com/> 入会 /

★FAX 03-5368-1956 ★Eメール info@carersjapan.com

●寄付するには

一般社団法人日本ケアラー連盟は、会費と寄付により運営されています。1口3,000円から、何口でもご寄付いただけます。

《寄付申込み》 FAX (またはEメール)でお申し込みください。

<https://carersjapan.jimdofree.com/> 寄付のお願い /

【会費・寄付入金先】

郵便振替 口座番号: 00100-9-789904

加入者名: 一般社団法人日本ケアラー連盟

銀行振込 みずほ銀行新宿中央支店 口座番号: 2958743

(普通) 口座名: 一般社団法人日本ケアラー連盟